# 告　発　状

２０２６年　　月　　日

最高検察庁　御中

告発人　　別紙告発人目録記載のとおり

被告発人　岡野清二（東京簡易裁判所裁判官）
世森ユキコ（東京地方裁判所刑事第14部裁判官）
長野慶一郎（東京簡易裁判所裁判官）
吉崎佳弥（東京地裁刑事第11部裁判長）
井下田英樹（東京地裁刑事第11部裁判官）
池田翔平（東京地裁刑事第11部裁判官）
宮本誠（東京地裁刑事第14部裁判官）
小林謙介（東京地裁刑事第16部裁判長）
西山志帆（東京地裁刑事第16部裁判官）
松村光泰（東京地裁刑事第16部裁判官）
柏戸夏子（東京地裁刑事第14部裁判官）
遠藤圭一郎（東京地裁刑事第10部裁判官）
蛭田円香（東京地裁刑事第8部裁判長）
坂田正史（東京地裁刑事第8部裁判官）
島尻大志（東京地裁刑事第8部裁判官）
楡井英夫（東京地裁刑事第15部裁判長）
赤松亨太（東京地裁刑事第15部裁判官）
竹田美波（東京地裁刑事第15部裁判官）
佐藤みなと（東京地裁刑事第8部裁判官）
丹羽敏彦（東京地裁刑事第3部裁判長）
長池健司（東京地裁刑事第3部裁判官）
佐藤有紀（東京地裁刑事第3部裁判官）
本村理絵（東京地裁刑事第14部裁判官）
牧野賢（東京地裁刑事第14部裁判官）
三貫納隼（東京地裁刑事第14部裁判官）
守下実（東京地裁刑事第1部裁判長）
家入美香（東京地裁刑事第1部裁判官）
一社紀行（東京地裁刑事第1部裁判官）

佐伯恒治（東京地裁刑事第6部裁判長）
室橋秀紀（東京地裁刑事第6部裁判官）
赤松亨太（東京地裁刑事第6部裁判官）
名取桂（東京地裁刑事第6部裁判官）

第１　告発の趣旨

被告発人らの下記行為は、特別公務員職権濫用罪（刑法第１９４条）及び特別公務員暴行陵虐罪（刑法第１９５条第１項）を構成するとともに、これらの行為が結果的に相嶋静夫を死亡させたことから、特別公務員職権濫用等致死傷罪（刑法第１９６条）を構成するものと思料されるので、刑事上の処罰を求める。

記

告発の事実

第一

被告発人岡野清二は、東京簡易裁判所裁判官の職にあったものであるが、いわゆる大川原化工機株式会社（以下「同社」という）事件の捜査主任であった警視庁公安部外事第一課警部宮園勇人により、２０２０年３月１０日ころ、相嶋静夫（以下「同人」という）らが、容疑を否認していることそのものが罪証隠滅のおそれだとする非論理的な逮捕状請求を受け、憲法第３４条の保障する人身の自由の制約に対する厳格な審査義務を放棄し、不当に逮捕状を発布し、被告発人長野慶一郎は、東京簡易裁判所裁判官の職にあったものであるが、同年５月２１日、同様に警視庁公安部の請求を吟味することなく、不当に逮捕状を発布し、被告発人世森ユキコは東京地方裁判所刑事第１４部所属の裁判官であるが、同社事件の主任検事であった東京地方検察庁塚部貴子検察官より同人らの勾留請求を受け、このような事案で立件された先例はなく本件省令等の解釈に関する司法判断は示されていなかったため慎重な判断を行うべきであったうえ、とりわけ同人が７１歳という高齢であり糖尿病および高脂血症の加療中であったことを知りつつ、同人らが容疑を否認し、また黙秘していることそのものが罪証隠滅の相当理由であるとする刑事訴訟法に反する検察官の意見のみを認容して勾留を決定し、被告発人吉崎佳弥は東京地裁刑事第１１部裁判長、並びに被告発人井下田英樹、被告発人池田翔平らは東京地裁刑事第１１部裁判官の職にあったものであるが、弁護人の準抗告に対して、十分な吟味を行うことなくこれを却下し、被告発人柏戸夏子は東京地裁刑事第１４部裁判官であるが、同年４月６日妻との接見等禁止解除の申立に対して、１回限りの接見のみを許可し以後の接見を禁止し、被告発人宮本誠は東京地方裁判所刑事第１４部に所属する裁判官であるが、同年５月２８日の二度目の逮

捕に対して、検察官の請求を適切に吟味することなく、勾留決定と共に接見等禁止決定も付し、被告発人丹羽敏彦は東京地裁刑事第３部所属の裁判長であり、被告発人長池健司、被告発人佐藤有紀らは東京地裁刑事第３部裁判官であるが、弁護人の準抗告棄却決定をし、さらに裁判所が勾留延長決定をしたため、弁護人が準抗告を申し立てたところ、同年６月９日、東京地裁刑事第１６部裁判長である被告発人小林謙介、同第１６部裁判官である被告発人西山志帆、被告発人松村光泰は、準抗告を棄却し、これらにより、同人らが長期間勾留され、その間、同人らが肉体的、精神的に深刻な苦痛、苦悩を受ける状態に置かれることが容易に予測されたにもかかわらずあえてこれを容認し、もって特別公務員として職権を濫用して同人らを監禁するとともに、その職務を行うにあたり同人らに対し加虐の行為を行ったものである。

第二

被告発人遠藤圭一郎は、東京地裁刑事第１０部裁判官職にあったものであるが、２０２０年４月６日、刑事訴訟法に反し、「黙秘権の行使や容疑の否認そのもの」を罪証隠滅のおそれとする、検察官の根拠なき主張に無批判に従い、法の番人としての責務を放棄して第１回目の保釈請求を不当に却下し、被告発人蛭田円香は、東京地裁刑事第８部裁判長、並びに被告発人坂田正史、被告発人島尻大志らは東京地裁刑事第８部の職にあったものであるが、弁護人の準抗告に対して、十分な吟味を行うことなく検察官に盲従してこれを却下し、さらに被告発人遠藤圭一郎は、２０２０年６月１８日、弁護側の再度の保釈請求に対しても、検察官の意見のみを認容して保釈請求を却下し、被告発人楡井英夫は東京地裁刑事第１５部裁判長であり、被告発人赤松亨太、竹田美波らは東京地裁刑事第１５部裁判官であるが、弁護人の準抗告に対して検察官の意見のみを採用してこれを棄却し、被告発人宮本誠は東京地裁刑事第１４部裁判官であるが、同年２０２０年８月２６日、弁護側の３度目の保釈請求に対しても、同人の入所時健診において血色素数（ヘモグロビン濃度）は10.9g／dLと明らかな異常が見られ、慎重な対応を考えるべきところであったにもかかわらず、検察官の意見に追従して保釈請求を却下し、被告発人蛭田円香、被告発人島尻大志、被告発人佐藤みなとは、弁護人の準抗告に対して、またも検察官の意見のみを採用し棄却することをもって、同人が、長期間にわたって不当かつ劣悪な拘束状態に置かれ、心身に相当の苦痛を与えることを容認し、もって特別公務員として職権を濫用して同人らを監禁するとともに、その職務を行うにあたり同人らに対し加虐の行為を行ったものである。

第三

被告発人本村理絵は東京地裁刑事第１４部所属の裁判官の職にあったものであるが、東京拘置所に移送された同人の健康状態が悪化し、数度にわたって苦痛を訴え、同年１０月に

上部消化管内視鏡検査（胃カメラ）が実施され、幽門部に大きな潰瘍を認め、胃がん疑いと診断された組織が病理検査にかけられる状況に陥っていたことを知りながら、「罪証隠滅のおそれ」に該当し、かつ裁量で保釈することも適当でないと認められるとして保釈請求を不当に却下し、被告発人牧野賢は東京地裁刑事第１４部所属の裁判官職にあったものであるが、２０２０年１０月１９日の第５回保釈請求にあたって、同人が胃部の進行がんに罹患している旨の診断書が添付され、速やかに適切な治療を受けなければ同人が重篤な状態に陥ることが容易に認識できたのであるから、上記証拠関係を併せ勘案し、速やかに同人を拘禁状態から解放し適切な治療を受けられる状態に置くべきであったのに、あえてこれらの事情を無視し、死に至る結果の発生を予見しながら保釈請求を不当に却下し、その結果、同人を適切な医療が受けられない劣悪な拘束状態に置き、迫り来る自己の死に直面する惨酷な恐怖を与え、これは未必の故意をもって同人の生命維持に必要な治療を意図的に妨害した積極的な加虐行為にほかならず、２０２１年２月７日同人を胃がんで死亡させる結果を招来させ、もって特別公務員として職権を濫用して同人を監禁するとともに、その職務を行うに当たり同人に対し加虐の行為を行ったものである。

第２　罪名及び罰条

第一の事実については、特別公務員職権濫用罪(刑法第１９４条)及び特別公務員暴行陵虐罪(刑法第１９５条第１項)

第二及び第三の事実については、特別公務員職権濫用罪(刑法第１９４条)、特別公務員暴行陵虐罪(刑法第１９５条第１項)、並びに特別公務員職権濫用等致死傷罪(刑法第１９６条)

第３　告発の経緯

1. ２０２０年３月１１日、東京地方検察庁の塚部貴子検事は、十分な証拠が存在せず、また、消極証拠が存在していたにもかかわらず、同人らに対する勾留を請求し、被告発人世森ユキコはこれを十分に吟味することなく罪証隠滅の相当理由があること等を理由として勾留決定した。　同日、同人らは任意同行の形式で自宅から連行され、以後、東京拘置所に勾留された。

2. この決定に対して、弁護人は準抗告を申し立てたが、被告発人吉崎佳弥、被告発人井下田英樹、被告発人池田翔平は、同人が高齢であり、糖尿病および高脂血症で加療中であったことを認識しつつ、単に、同社が同社ホームページに事実認否に関するコメントを発表しただけのことを理由に「共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められ、逃亡すると疑うに足りる相当な

理由および勾留の必要性も認められる」という検察官の主張を吟味することなく受け入れて保釈請求を却下し、さらに接見等も禁止した。

3. 同年６月１８日の第２回保釈請求において、弁護側は「貨物等省令の規制要件に該当せず、そもそも犯罪は成立せず、身体拘束を継続すべきでない」と主張したが、検察官が再び「会社ぐるみの口裏合わせ」を理由に反対すると、被告発人らは、十分な吟味を行うことなく却下した。

4. 同人が東京拘置所に移送された同年７月７日に東京拘置所入所時の検診が行われ、７月１０日に血液検査の結果が判明し、加療中であった糖尿病および高脂血症の所見には異常がなかったものの、血色素数（ヘモグロビン濃度）は10.9g／dLと異常を示し、これは一般の医療機関では、このような検査値の異常が見られた場合には、その原因を追及するため、適切な問診を行わなければならない数値であり、その状況を憂慮した弁護人が同年２０２０年８月２６日に３度目の保釈請求を行ったところ、被告発人宮本誠は、検察官の意見に追従して保釈請求を却下し、被告発人蛭田円香、被告発人島尻大志、被告発人佐藤みなとは、弁護人の準抗告に対して、またも検察官の意見のみを採用し棄却した。

5. さらに、８月２８日以後、同人が数度にわたって、胃痛、黒色便、ふらつきを訴え、９月２８日に拘置所で行われた再度の血液検査で、心電図異常のほか、血色素数（ヘモグロビン濃度）は5.1g／dLと著名な異常と症状の悪化を示し、拘置所の診療記録においても「消化管出血疑いで放置しても改善せず、転移、浸潤、幽門狭窄が進むおそれがあり、治療が必要な状態」との診断が出たが、直ちに輸血などの処置は行われず、輸血は３日後に実施されたにとどまった。

6. この状況を受けて、同人の生命の危機を感じた弁護人は９月２９日に東京地方裁判所に対して、病状悪化を理由に緊急保釈請求を行ったが、１０月２日、被告発人本村理絵は、刑事訴訟法第８９条４号の「罪証隠滅のおそれ」に該当し、かつ裁量で保釈することも適当でないと認められるとして、保釈請求を不当に却下した。

7. 同年１０月１日、拘置所の医師による上部消化管内視鏡検査で胃幽門部に潰瘍が発見され、１０月７日には胃がんと診断された。

8. 同年１０月１６日になって、被告発人本村理絵は、ようやく勾留執行停止のみを認めたが、ここでも検察官の反対意見を受け入れ、同日午前８時から午後４時までという、進行がんという生命の危機的状況において外部病院での十分な検査・治療が実質的に不可能であることが容易に予見されうる極端に限定的な処分に留めた。この間に

同人は急ぎ都内の大学病院を受診した結果、進行胃がんと診断された。しかし、同病院は、事前の連絡がなかったこと、夕方午後４時までの時間では精査は不可能であること等の理由で、検査や治療行為を行うことができず、また、執行停止中の状態での入院や手術を受け入れなかったため、弁護人は会社関係者との一切の接触禁止、通話履歴及び電子メールの送受信履歴の提出等など厳格な条件を提示して、あらためて緊急保釈請求を行ったが、被告発人牧野賢はこの保釈請求を却下した。

9. そのため、同人家族及び弁護人は、同人の生命をなんとか救おうと、消化器内科の医師と当時判明していた情報から診療スケジュールを検討し、初診日の検査内容、そして想定される入院期間等を定め、勾留執行停止という制限のある状況の下での、入院・手術可能な医療機関を探し、これを裁判所に提出することで、１１月５日、午後２時に再度の勾留執行停止を受けた。しかし、同人はすでに自力で歩行することができない状態になっていたにもかかわらず、被告発人本村理絵は、（1）静岡県富士宮市の自宅、（2）横浜市内の病院　のいずれかに在所することを勾留執行停止条件として定めた。これは、重篤な病状にある高齢者に不必要な長距離移動を強いるものであり、肉体的苦痛を意図的に与える加虐行為にほかならず、この日、同人は横浜市内の病院近隣の宿泊施設に宿泊することができず、いったん東京から静岡に移動することを余儀なくされ、必要以上に体力を消耗し、苦痛を受ける結果となった。

10. ２０２０年１１月６日に同人は入院したが、すでに病状は進行しており、２０２１年２月７日に胃がんで死亡した。

11. そもそも本件は証拠が乏しく、前任検事も公安部の捜査を問題視し起訴を見送った事件であり、さらに立件に不利な報告もあった。しかも、本件罪状自体、凶悪犯罪とは到底言えないものであり、在宅処理が十分に可能であった。また、被害者の体調悪化にともない、長期勾留や医療不備による生命・健康への危険は容易に予見可能であったにもかかわらず、被告発人らは職権を濫用し、成すべき吟味を怠り、不当な身柄拘束と貧弱な医療状態を放置したものであり、刑法第１９４条の特別公務員職権濫用罪に該当する。

12. 同社役員・社員らは、同人ら３名の逮捕に先立って１年半もの間、警察の取調べに全面的に協力しており、同人ら３人を含む４８名の役職員が逮捕前に応じた取調べの回数は、延べ２６４回に及ぶものであった。客観的要件に関しては約３年間の捜査を行い、同社及びその関係者が保有する物やデータはすべて押収し、さらに、同社の関係者への約１年半の取調べによって主観面に関する証拠も十分に収集していたものである。この点において、検察官と弁護人の間に事実の争いはほとんどなく、争点は法律解釈にとどまるものであり、罪証隠滅の余地があるものではなかった。

13. また、被告発人らは、刑事施設における医療提供義務およびその限界を認識しながら適切な対応をせず、長期勾留を継続させ、その結果、同人は死亡に至った。拘置所内において重篤な疾病が判明し、拘置所内医療では十分な治療がなしえないことを知りつつ保釈を許可せず、同時に、重篤な病気の場合、条件付きの勾留執行停止では、時間的制約等により拘置所外の病院においても必要な医療処置を行うことが難しいことが容易に想定できたにもかかわらず、被害者が生命維持に必要な医療を受ける権利を意図的に妨げたことは、病状による苦痛や死の恐怖を利用して否認を撤回させようとした検察官の懲罰的措置に無批判に迎合したものであり、その結果、同人を死に至らしめたものであるから、刑法第１９６条の特別公務員職権濫用等致死傷罪に該当する。

14. 後に弁護側の証拠開示請求を受けて検察側が起訴を取り下げ、東京地裁は公訴を取り消した。すなわち、犯罪事実そのものが捏造であったことは明らかとなっている。そのような極めて脆弱な証拠しかなく、しかも立件の先例すらない案件であったにもかかわらず、同人らが起訴され、容疑を否認していたことを理由に、進行がんであることが判明した後も保釈が認められず、適切な専門的治療を受けられないまま放置され、その結果、死亡に至った事実こそ、まさに「人質司法」と呼ばれる、客観的証拠の乏しい事件で、検察官の求める内容の自白をしなかったための懲罰的な意味での勾留延長・保釈妨害であった可能性を強く示唆している。実際に、同人と同じく長期拘留を受けた同社社長大川原正明氏は、起訴後に、取調官から「他２人は容疑を認めている」「弁護士の言うことが正しいとは限らない」「認めればすぐに保釈される」「有罪でも執行猶予付きだろう。罰金も数千万円で済むでしょう」「（公判で争えば）弁護士費用もかかりますよ」等ほのめかされた事実を具体的に語っており、同人に対しても、同様の取り調べや誘導が行われたと考えることに相当の合理性がある。

15. この「人質司法」の問題においては、司法を司るべき裁判官が、行政官である検察官に言われるがままに「自動販売機」と揶揄されるほど無批判に逮捕状を発布し、さらに検察官が反対するがままに保釈請求を却下するといった在り方は、憲法における三権分立に反するものとして問題視されるべきものであるとともに、冤罪を生み出す温床ともなり得るものである。ましてや、被疑者が治療を要する病気であることを知りつつ、保釈を却下するという行為は、人道的にもあってはならないことである。

16. そもそも、「容疑を否認した」「自白をしない」ことが、保釈反対の理由となること自体があってはならないことである。そのような理由で勾留を続けることこそ、まさに「冤罪で逮捕された人間に自白を強要し冤罪を作り出す構造」そのものであり、たとえ検察官がそのような反対意見を述べたとしても、裁判官は法の番人、司法の担い

手として、警察や検察に無批判に追従することなく、必要であればその暴走を諫め、誤った法解釈に対しては毅然として撥ねのけるのがその職務であらねばならない。

17. 本件では捜査の杜撰さと違法性が認定され、警視庁・東京地検は謝罪に追い込まれた。しかし、長期拘留や保釈却下により、無実の人間に対して、適切な医療を受ける権利を奪い、その結果、死に至らしめた事実は極めて重大であるにもかかわらず、関与した裁判官らは、何ら実質的な処分を受けていないが、保釈決定の決定権を持つ裁判官の責任に一切触れないまま、この事件を警察や検察のみの不祥事として終わらせるのは法治国家の在り方として適切ではない。

18. 「裁判官の独立」は、司法が行政権力（検察官）からの不当な介入を排し、裁判官がその良心に従い独立して職権を行う（日本国憲法第７６条第３項）ための民主主義の根幹である。本件において被告発人ら裁判官が、証拠の希薄さと同人の生命に関わる病状を認識しながらも、検察官の主張を無批判に追認し勾留を維持し続けた行為は、その憲法上の義務である独立性を自ら放棄し、検察に隷従した結果発生したものである。その不当な結果責任を追及する本告発において「裁判官の独立」を理由として捜査が及び腰になることがあるとしたら、それは憲法の趣旨からみて本末転倒である。

19. 被告発人らは、十分な証拠が存在せず前例もない事件について、しかるべき吟味を行うこともなく、執拗に保釈を却下し、同人の不当な拘束を続け、死に至らしめた。これらの嫌疑がすべて虚偽であったことが明らかになった現在も、ご遺族に謝罪すら行わず、反省もなく、極めて悪質である。

20. 以上のとおり、本件の行為は権限を逸脱した職権濫用であり、適切な医療を受けさせず、病状悪化を知りながら保釈に反対し、治療の妨害を続けた行為は、形式的な暴行・陵虐がなくとも、実質的に精神的・肉体的苦痛を与えたものであり、特別公務員暴行陵虐罪に該当する。

21. 日本国憲法第３４条が保障する人身の自由の制約は、刑事訴訟法第８９条第４号の「罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由」を厳格に審査することによってのみ許容される。本件において、被告発人ら裁判官が、否認や黙秘を理由としてこの規定を過剰かつ恣意的に解釈し、検察官の自白獲得を目的とする不当な勾留維持に無批判に従ったことは、司法の責務を根本から放棄したものであり、人身の自由の最終的な番人たる裁判官の責任こそが、検察官の責任より本質的に重いことは明白である。被告発人ら裁判官は、違法な起訴を行った検察による保釈却下を促す意見書を、最低限の吟味すら行わず丸呑みし、同人を死に至らしめた。法治国家において、被疑者らの生命や健康を圧迫する拘留・心理的圧力によって自白を得ようとしていると見なされ得

る行為は、法的にも倫理的にも重大な問題であり、断じて許容されるべきものではない。 本件における被告発人らの行為は、法治国家における捜査・司法権の根幹を揺るがす重大な犯罪行為であることに鑑み、司法の根幹たる人権保障の責務を回復し、公正な司法に対する国民の信頼回復のためにも、徹底した事実解明と適切な訴追が不可欠である。

以上

よって、告発事実について、厳正なる捜査を実施のうえ、速やかに起訴されたく、本告発に至った次第である。